

ト云フ此ノ決議ヲ以テ此ノ大會ハ決議ニ依リテ政府ヲ要スルニ
ナレバナラヌ高木孤山殊ニ炭坑ニ於テハ男子ト共ニ婦
人ト少年トハ此ノ下同ニ被ルニ使用セシメ居ル其ノコトヲ禁止
スル下ニ國際労働會議ニ於テ決議セラレタリ共政府
ハヤシク之ヲ等フ者ニナリ故ニ之ヲ等自分等ノ要スル迄
シラシム様ニ本大會ハ決議ヲ以テ政府ヲ要スルニイト思フ
デヤリマス

加藤勤十

此ノ本業ニ対シテ賛成スルモノ凡今提案者カラ大体ノ説
明カラツク尚少年労働者ノ救ニ付テ一ニマ申上リテ置
ク日本ハドレクニ少年労働者カアルカト云フト十五才
以下少年少女労働者ハ三千八百人アル今日工場
法ノ想定ニ依リテ十二才以下ノ少年少女ノ労働

者ハ禁止セリテ居ルニテアリマス併シテトテ吾々が坑内ニ働

ク者ヲ見マスナラバ僅ニ九才ノ十才ノ本當ニ見ルモ痛ク
少年少女ガ父ヤ母ニ連ヒラレテ坑内ニ入り仕事ヲ助ケ
働イテハ一人ニ例ノ昔年男子テアツモ坑内ニ入
テ働イタ者ハ必ず必死ニ其ノ運命トシテ躡ケ病トイ
フ年天足ヲ痺レテ仕舞フニ危険ナル病ニアツテ死
舞フ坑内ニ少年ヤ少女ヲ危険ヲ冒シテ働カスト云フ
事ハ吾々労働者ノ悔原トシテハナラヌト申ス
云フ問題ニ対シテハ從來余リ世人同ク閉却サレテ居
タレドモ思フニ無産階級ハ階級的ニ實際ノ利害ニ目サ
ズ運動シテ居タモノテ實際ニ於テハ労働者ハ斯ク
云フ所ノ問題ニ対シテ余リ閉却サレテ居タアリマス
世界ノ諸國ハ國ヲ見テ婦人ヲ坑内ニ働カシメ日本